

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 26 日（火）第3232号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○平成28年熊本地震による被災者に係る県税の納期限等延長の期日の指定（税務課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第738号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により，平成28年5月31日鹿児島県告示第571号において別に告示で定めることとされている期日は，地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告，申請，請求，届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が，平成28年4月14日から同年8月30日までの間に到来するもの（法人の県民税，利子割，配当割及び株式等譲渡所得割，法人の事業税，地方消費税並びに県たばこ税を除く。）について，平成28年8月31日とする。

平成28年 7 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎